

軽減措置前

平成21年4月～平成22年3月
(平成21年度保険料)
均等割額 38,426円

措置の
特例による
軽減措置

9割軽減措置後

平成21年4月～平成22年3月
(平成21年度保険料)
均等割額 3,800円

高額医療・高額介護合算療養費制度について

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。
この制度は、1年間(算定期間は8月1日～翌年7月31日まで)に支払った医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料を合計した額が、自己負担限度額(年額)を超えた場合、申請により超えた額が『高額介護合算療養費』として支給されます。
自己負担限度額は次のとおりです。(表2を参照)

表2 自己負担限度額表：年額

所得区分	国保+介護保険 (70歳未満)	国保+介護保険 (70歳～74歳)	後期高齢者 + 介護保険
現役並み所得者 (上位所得者)	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)
一般	67万円 (89万円)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)
非課税 世帯	34万円 (45万円)	31万円 (41万円)	31万円 (41万円)
		19万円 (25万円)	19万円 (25万円)

※通常は12カ月(8月～翌年7月末)で計算されますが、初年度は経過措置として16カ月(平成20年4月～翌年7月末)で計算し、限度額は(一)内の金額となります。また、16カ月で算出した額より12カ月で算出した額の方が多いときは、12カ月で算出した金額になります。

医療関係の 各受給者証等を更新します

「手続きの忘れがないようにお願いします」



8月1日から使用する医療関係の各受給者証の更新を次の日程で行います。

該当する方だけに7月下旬に更新手続きの通知をします。
同封の申請書に必要事項を記入のうえ、交付期間に提出してください。

◎対象者

- ①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定対象者
(国民健康保険に加入している70～74歳で市民税非課税世帯の方)
- ②福祉医療費受給者
(受給者証の有効期間が平成

21年7月31日までとなっている方)

◎交付期間

7月29日(木)～31日(金)

◎交付時間

午前8時30分～午後8時

◎交付会場

- ・仁賀保庁舎：市民課 国保年金係
- ・金浦庁舎：金浦市民サービスセンター
- ・象潟庁舎：象潟市民サービスセンター

◎注意事項

- ②の対象者で平成21年1月1日以降に転入された方は、前住所地から所得証明書(所得額、控除額、扶養人数、課税)を取り寄せて申請をしてください。

◎問合先

市民課 国保年金係

☎32・3032

※同一世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません。
※限度額の判定等については、保険証等の担当窓口にお問い合わせください。

◎制度を活用することで、このように負担が軽減します。
〈夫婦2人世帯の例：ともに72歳で市民税非課税世帯〉

これまでは、1年間に医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、負担が50万円であった世帯



負担額が軽減

これからは、年間50万円を支払った後、支給の申請を行うと、基準額(31万円)を超えた金額(19万円)が返還されることにより、年間の負担が31万円に軽減

高額医療・高額介護合算療養費制度の支給対象となる方については、年度内に通知を郵送する予定ですので、今しばらくお待ちください。

児童扶養手当 特別児童扶養手当

現況届けの提出について

をしてください。

提出・問合先 福祉事務所福祉係

☎32・3041、金浦市民サービスセンター ☎38・4300、象潟市民サービスセンター ☎43・7500

- ①児童扶養手当は現況届を8月中旬に提出してください。
- ②特別児童扶養手当は所得状況届を8月11日から9月10日まで提出してください。
- ※児童扶養手当を受給後、5年を経過した方は手当の一部が支給されなくなります。要件に該当する場合は、別の届け出をすることで、これまでどおり受給できます。対象者には通知していますので、現況届と同時に提出

次の日程・会場でも受け付けます。

①児童扶養手当	期 日	時 間	会 場
	8月3日(月)、4日(火)	9:30～12:00	象潟保健センター「機能訓練室」
	8月5日(木)	13:00～16:30	金浦保健センター「研修室」
	8月6日(木)、7日(金)		仁賀保庁舎「第4会議室」
②特別児童扶養手当	期 日	時 間	会 場
	8月20日(木)	9:00～12:00	象潟保健センター「保健指導室」
	8月20日(木)	13:00～16:30	金浦保健センター「健康指導教室」
	8月21日(金)	9:00～12:00 13:00～17:00	仁賀保庁舎「福祉事務所」

国保税の納税通知書について
平成21年度国民健康保険税の納税通知書が15日より送付されます。(配達地区によっては2～3日かかる場合があります)
国民健康保険加入者(5月以降に抜けた方も含む)がいる世帯で、納税通知書が届かない世帯主は、税務課国保係までご連絡ください。

保険証や保険料等の申請や問合わせ先はこちら

◎保険証等の申請窓口

- ・市民課 国保年金係
- ・金浦市民SC(金浦庁舎内)
- ・象潟市民SC(象潟庁舎内)

◎保険証等の問合先

市民課 国保年金係

☎32・3032

◆保険料等の申請窓口

- ・仁賀保市民SC (仁賀保庁舎内)
- ・金浦市民SC (金浦庁舎内)
- ・税務課 国保税係 (象潟庁舎内)

◆保険料等の問合先

税務課 国保税係

☎43・7505